

広域的公共交通ネットワーク機能強化実証業務
「公募型プロポーザル方式」企画提案募集要項

次のとおり、公募により法人等から企画提案を募集し、その内容を審査して、最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施します。

山梨県知事 長崎 幸太郎

令和7年6月2日

1 趣旨

本県では、リニア中央新幹線の開業を見据え、県内公共交通の利便性の向上と、それによるリニア開業効果の最大化、リニア利用者・停車本数の増加といった好循環の創出を目指すとともに、目下の課題である交通弱者対策などに対応するため、次世代モビリティ等を活用した新たな交通体系の構築による県内公共交通の抜本的高度化を検討している。

本業務では、モビリティハブ（公共交通やシェアモビリティ等の複数のモビリティの結節となる拠点を言う。以下同じ。）の構築を含む新たな交通体系の検討を、県が実証を通じて先導して行うことで、今後の市町村の取組の支援や広域的な公共交通ネットワークの構築につなげることを目的とする。

2 業務の内容

(1) 名称

広域的公共交通ネットワーク機能強化実証業務

(2) 委託内容

別紙「広域的公共交通ネットワーク機能強化実証業務委託仕様書」（以下、仕様書という）による。ただし、仕様書の内容は企画提案書の内容をもとに、企画提案額の範囲内で協議により変更することができるものとする。

(3) 委託料

予算上限額 金15,235,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

(4) 契約期間

契約締結の日から令和8年2月13日まで

3 企画提案に係るスケジュール

| 実施内容 | 実施日時 |
|---------------------|--------------------|
| 企画提案募集開始 | 令和7年6月2日（月） |
| 企画提案応募資格確認申請書等の提出期限 | 令和7年6月13日（金）午後5時まで |
| 質問票の提出期限 | 令和7年6月13日（金）午後5時まで |
| 企画提案書等の提出期限 | 令和7年7月2日（水）午後5時まで |
| プレゼンテーション審査 | 令和7年7月7日（月）（予定） |
| 審査結果通知 | 令和7年7月9日（水）（予定） |

4 企画提案の参加資格

本公募型プロポーザル方式に参加できる者は次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

なお、業務共同体として参加する場合は、業務共同体のそれぞれの構成員が、全ての要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
- (4) 公告の日以降に、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成23年4月1日）」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成10年4月1日）」に基づく指名停止を受けている日が含まれる者でないこと。
- (5) 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税又は地方消費税、すべての都道府県税を滞納していない者であること。
- (6) この公告の日から審査結果通知日までの間に、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づき山梨県の入札参加の制限を受けていない者であること。

5 企画提案の参加手続き

企画提案への参加を希望する者は、次に掲げる(1)提出書類を提出すること。

- (1) 提出書類
以下の書類を1部提出すること。
 - ア 企画提案応募資格確認申請書（様式1）
 - イ 誓約書（様式2-1）
 - ウ 役員名簿（様式2-2）
 - エ 財務諸表（直近2期分）
（損益計算書及び貸借対照表、キャッシュフロー計算書、附属明細表）
 - オ 会社概要（パンフレット等）
 - カ 国税納税証明書
 - キ 都道府県税納税証明書（都道府県税に未納がない旨の証明書）
- (2) 提出期限
令和7年6月13日（金）午後5時まで
提出は、平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。
平日とは、山梨県の休日を定める条例（平成元年3月27日条例第6号）に定める県の休日を除く日とする。（以下同じ。）
- (3) 提出先
「11 問い合わせ先」に提出すること。
- (4) 提出方法
提出媒体は紙及び電子とする。紙媒体については、持参または郵便によるものとし、上記期限までに必着のこと。電子媒体についても、期限までに電子メールにて提出すること。

6 企画提案に係る質問

本企画提案及び仕様書に対し質問がある場合には、次に掲げる(1)提出書類を提出すること。

- (1) 提出書類
質問票（様式3）
- (2) 提出期限
令和7年6月13日（金）午後5時まで
- (3) 提出方法
提出は電子メールによる。なお、件名に「広域的公共交通ネットワーク機能強化実証業務プ

ロポーザル質問」を最初に記すこと。

(4) 提出方法及び提出先

「11 問い合わせ先」に提出すること。

(5) 質問に対する回答

質問に対する回答は、山梨県ホームページ

(<https://www.pref.yamanashi.jp/shinchaku/linear-jks/0706/mobilityhub.html>) において令和7年6月18日(水)までに公開する。その際、質問者名の記載はしない。

電話や口頭での質問には応じない。また、本企画提案に関係ない質問や本企画提案に公平性を保てないと判断した場合は回答しないことがある。

7 企画提案書の提出、審査

(1) 企画提案書の提出

① 提出書類

次のア～エまでの書類を1セットとして、これを企画提案書と呼び、次により提出すること。

ア 表紙(様式4)

イ 企画提案書(任意様式)

- ・ 企画提案書は原則としてA4判片面印刷(必要に応じてA3判折込可)とし、30頁程度まで(図表込)とする。
- ・ 文字の大きさは、日本語表記で12ポイント以上とする。
- ・ 企画提案書は、仕様書及び別紙「審査基準」の内容を踏まえ作成するものとし、次の項目ごとに、提案内容を提示すること。
- ・ 企画提案書は、審査に当たり企画提案者が特定できないよう、名称やロゴマークの使用は控えること。

| | |
|--------|---|
| 業務遂行能力 | <ul style="list-style-type: none">● 会社規模や直近2期の財務状況● プロジェクトチームの編成、人員、協力会社等の推進体制(経歴、業務に活かすことのできる資格等を含む)● 当該業務と類似の業務実績、業務遂行のためのノウハウと活用方法 |
| 企画提案内容 | <ul style="list-style-type: none">● 企画コンセプト● 業務スケジュール● 仕様書に記載する業務項目の具体的な実施手法 ※図示するなど分かりやすい記載を心がけること。 <p>①モビリティハブの設置</p> <ul style="list-style-type: none">・ モビリティハブの設置候補地とその理由 (仕様書に記載する委託者の想定候補地と同じ場合は省略可)・ モビリティハブの設備整備イメージ・ 既存交通との相乗効果や交流空間等としての付加価値を生む方法 <p>②マイクロモビリティのシェアリングサービス</p> <ul style="list-style-type: none">・ シェアリングサービスの運営方法・ 使用するマイクロモビリティの機種・台数とその理由 <p>③安全対策・その他</p> <ul style="list-style-type: none">・ 利用者や歩行者等の安全確保のための対策・ 利用者からの問い合わせや、事故・トラブル等への対応体制 |

| | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・多くの利用者に利用してもらうための周知方法 ・その他事業の効果や持続性を高める方法 <p>④効果検証・モビリティハブのあり方の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効果検証のためのアンケートやデータ取得の対象と方法 ・効果検証を踏まえた課題等の分析や今後のあり方検討の方法 <p>● 見積額</p> |
|--|---|

ウ 過去5年間の国、都道府県または市区町村における同種又は類似業務受託実績（実績がある場合）（様式5）

エ 見積書（任意様式）

- ・仕様書の内容に沿って作成すること。
- ・税抜価格、消費税、積算内訳を記載すること。
- ・見積額は予算上限額の範囲内とすること。
- ・審査に際しては、名称や住所など、企画提案者が特定できる情報を隠したうえで事務局から審査委員に配付する。

② 提出数

1参加者につき1件とする。

③ 提出部数

10部（正本1部、副本9部）

④ 提出期限

令和7年7月2日（水）午後5時まで

提出は、平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

⑤ 提出先

「11 問い合わせ先」に提出すること。

⑥ 提出方法

提出媒体は紙及び電子とする。紙媒体については、持参または郵便によるものとし、上記期限までに必着のこと。電子媒体についても、期限までに電子メールにて提出すること。

⑦ その他

提出期限後における企画提案書の再提出、差し替えは一切認めない。

(2) プレゼンテーション審査

企画提案に係るプレゼンテーションを次のとおり実施する。

① 実施日時・場所

日時：令和7年7月7日（月）予定

場所：山梨県庁（山梨県甲府市丸の内1-6-1）

※詳細な時間及び場所は個別に通知する。

② プレゼンテーション時間

1者30分（企画提案説明15分、質疑10分、準備・入退室5分）

※企画提案者（参加資格審査通過者）が多数の場合には、上記の時間配分が変更になる場合があります。

③ その他

- ・プレゼンテーションでは、提出した企画提案書に沿って説明を行うこととし、当日の追加資料は認めない。
- ・プレゼンテーションに参加しない場合は、選定から除外する。
- ・プロジェクター及びスクリーンは山梨県で用意する。

- ・感染症等の状況によっては、書類審査のみ又はオンラインでのプレゼンテーションとする場合がある。

④ 結果の通知

令和7年7月9日（水）（予定）に、プレゼンテーションを行った者全員にメール及び書面で通知する。

8 審査について

(1) 選考方法

別紙「審査基準」に基づき総合的に審査し、第1位の者を契約締結候補者とする。
なお、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(2) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する場合、企画提案は無効とする。

- ① 本募集要項に定める手続き等に合致しない場合
- ② 提案に関する談合、提出書類の虚偽記載、その他の不正行為があった場合

9 契約

(1) 契約の方法

第1位の候補者と協議を行い、随意契約により契約を締結する。ただし、候補者と協議が整わない場合は、次点の者と協議する。

(2) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を、契約日に納付しなければならない。ただし、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）第109条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(3) その他

企画提案の内容について、委託契約締結後、金額の範囲内で変更する場合がある。

10 その他

(1) 企画提案に要する費用の一切は、参加者の負担とする。

(2) 契約を締結するまでの間、「4 企画提案の参加資格」を満たさない事態が発生した場合は、契約を締結しないことがある。なお、手続きの停止又は契約を解除した場合でも、当該業務に要した費用については、一切補償しないものとする。

(3) 提出された書類は返却しない。

(4) 参加表明後に企画提案書の提出を辞退する場合は、不参加表明書（様式任意）によるものとし、企画提案書の提出期限までに提出すること。なお、企画提案の辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益な取り扱いはいはしない。

11 問い合わせ先

山梨県新価値・地域創造推進局 リニア・次世代交通推進課 次世代交通ネットワーク担当
所在地 〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1 山梨県庁北別館5階
電話 055-223-1659（直通）（担当：千田・最上）
メールアドレス linear-jks@pref.yamanashi.lg.jp